北名古屋市監査公表第１６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

令和２年１２月３日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　渡　邊　幸　子

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間

人事秘書課、企画情報課及び市民活動推進課

対象期間　令和２年４月１日から令和２年９月２９日までの所管事務

実施期間　令和２年９月１日から令和２年９月２９日まで

２　監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

３　監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

人事秘書課、企画情報課及び市民活動推進課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜人事秘書課＞

主な所管事務は、市長及び副市長の秘書用務、市長及び副市長の事務引継、市長の資産等の公開、統括参事、市の後援依頼、市長会、ほう章及び表彰、儀式及び交際、国内交流及び国際交流、特別職報酬等審議会、職員の定数及び配置、職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事、職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件、職員の退職手当及び共済、職員の福利厚生及び衛生管理、職員の公務災害補償、職員の研修及び教養、職員団体、互助会、パブリックコメント、広報及び広聴、報道機関との連絡調整に関する事務である。

⑴　契約事務について

新型コロナウイルス感染症対策啓発チラシ作製業務について、委託契約締結の執行伺いに予定価格の根拠となる積算資料が添付されていなかった。

意　見

生命保険料等事務費について、手数料収入の根拠となる原契約書の中に旧町名で締結したものがあるため、市として契約を結び直すことを検討していただきたい。

＜企画情報課＞

主な所管事務は、総合計画、重要な施策の企画、調査及び総合調整、広域行政、市章、市民憲章、都市宣言等、大学等との連携、公有地の拡大の推進、行政改革、行政評価、職員提案、統計調査並びに統計資料の収集、整理、保存及び公表、総合的な公共施設経営、情報化施策の総合的な企画調整、総合行政ネットワーク、電子情報セキュリティ、電子情報通信基盤の整備及び活用、電子情報システムの管理及び運営、マイナンバー制度に係る総合調整、他の部に属さない施策の企画に関する事務である。

意　見

事務事業の見直しについては、自治体戦略推進本部において、社会情勢や市民ニーズの変化に則した持続可能な行政運営及び適正な財政運営を行うため、行政改革の位置付けで、事務事業の適正化や事業費等の縮減に向けて努力を積み重ねており、着実に成果に結びつけていただきたい。

＜市民活動推進課＞

主な所管事務は、市民協働の推進、市民活動の推進、自治会、地縁による団体の認可、男女共同参画の推進、ドメスティック・バイオレンスの防止計画及び総合調整に関する事務である。

⑴　契約事務について

男女共同参画推進事業開催業務委託契約について、同年度内に委託事業の収支確認をしていなかった。

⑵　支出事務について

事務処理全般について、軽微なミスが散見していた。

意　見

⑴　市と自治会長の飲食を伴う親睦会において、今年度はコロナ禍により実施していないが、過去から必要かつ最少限度としつつも、一部を公費負担している。社会環境の変化とともに様々な意見があることを勘案し、公費負担の見直しを検討していただきたい。

⑵　補助対象団体が営利活動を目的としない団体と規定されている場合の一般社団法人への補助金については、履歴事項証明書や決算書の提出を受けて確認しているが、その確認方法や提出書類を明確にしていただきたい。